

指定管理者監査報告書

1. 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定により、基山町が行う体育施設及び町民会館の指定管理業務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし実施する。

2. 監査の対象

(1) 施設名称

- ・基山町体育施設
(総合体育館 総合公園多目的運動場 町営球場 町営テニスコート)

- ・基山町民会館

(2) 指定管理者の名称

- ・基山町体育施設 セイカ・西鉄BM共同事業体
- ・基山町民会館 西鉄BM・西日本企画サービス共同事業体

(3) 監査対象課

- ・まちづくり課

3. 監査の範囲

平成26年度及び平成27年度(平成27年4月1日～平成27年11月27日)に執行された基山町体育施設及び町民会館の指定管理委託に関する事業について

4. 監査の期間

平成27年11月26日(木)から11月27日(金)の2日間

5. 監査の方法と項目

指定管理者及び対象課から関係資料、証拠書類等の提出を求めるとともに、指定管理者の責任者等及び対象課の説明を聴取し監査を実施した。

対象課(まちづくり課)

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の選定は、適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は、適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は、適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は、実績報告書によりされているか。

指定管理者

- (1) 事業の実施は、協定書及び業務基準のとおり実施されているか。
- (2) 会計処理は、適正に行われているか。
- (3) 利用料金等の収納事務は、適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は、適切に行われているか。

6. 監査の結果

(1) 体育施設

① 協定内容等

該 当 施 設	・総合体育館 ・総合公園多目的運動場 ・町営球場 ・町営テニスコート
指定管理の目的	基山町体育施設の管理運営を民間業者に移管することで指定業者のノウハウを生かし、町民へのサービス向上を図り、行政コストの削減を図る。
団 体 の 名 称	セイカ・西鉄BM共同事業体
平成 26 年度 指 定 管 理 料	37,998,000 円（消費税及び地方消費税額含む。）
平成 27 年度 指 定 管 理 料	37,998,000 円（消費税及び地方消費税額含む。） (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降 金 9,499,500 円 (2) 平成 27 年 7 月 1 日以降 金 9,499,500 円 (3) 平成 27 年 10 月 1 日以降 金 9,499,500 円 (4) 平成 28 年 1 月 1 日以降 金 9,499,500 円
指 定 期 間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで 5 年間
契 約 方 法 及 び 契 約 日	随意契約（公募型プロポーザル方式による選定） 平成 26 年 3 月 31 日
議 会 議 決 日	平成 25 年 12 月 17 日

② 監査の結果

基山町体育施設は、町民の体育及びレクリエーションその他スポーツの振興を図るために設置されている。

監査をした結果、基山町総合体育館等の体育施設の指定及び運営は、おおむね適正に行われていると認められた。

ア. 指定管理者の指定

指定管理者の選定に当たっては、「基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき審査、決定の手續きが採られており、適正、公平に行われている。

イ. 管理運営業務

「セイカ・西鉄BM共同事業体」及び所管課である「まちづくり課」は、締結された基本協定書及び年度協定書に基づき、管理運営業務が行われており、適切であった。

なお、月1回開催される業務会議において、管理運営及び懸案事項等について協議され、迅速な問題解決等が図られており、スムーズな運営及びサービスの向上に努めている。

(2) 町民会館

① 協定内容等

該 当 施 設	基山町民会館
指定管理の目的	基山町民会館の管理運営を民間業者に移管することで指定業者のノウハウを生かし、町民へのサービス向上を図り、行政コストの削減を図る。
団 体 の 名 称	西鉄BM・西日本企画サービス共同事業体
平成 26 年度 指 定 管 理 料	35,746,000 円 (消費税及び地方消費税額含む。)
平成 27 年度 指 定 管 理 料	36,079,000 円 (消費税及び地方消費税額含む。) (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降 金 9,019,750 円 (2) 平成 27 年 7 月 1 日以降 金 9,019,750 円 (3) 平成 27 年 10 月 1 日以降 金 9,019,750 円 (4) 平成 28 年 1 月 1 日以降 金 9,019,750 円
指 定 期 間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで 5 年間
契 約 方 法 及 び 契 約 日	随意契約 (公募型プロポーザル方式による選定) 平成 26 年 3 月 31 日
議 会 議 決 日	平成 25 年 12 月 17 日

② 監査の結果

基山町民会館は、地域社会の文化の向上と福祉の増進を図るために設置されている。

監査した結果、基山町民会館の指定及び運営は、おおむね適正に行われている。

ア. 指定管理者の指定

指定管理者の選定に当たっては、「基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき審査、決定の手續きが採られており、適正、公平に行われている。

イ. 管理運營業務

「西鉄BM・西日本企画サービス共同事業体」及び所管課である「まちづくり課」は、締結された基本協定書及び年度協定書に基づき、管理運營業務が行われており、適切であった。

なお、月1回開催される業務會議において、管理運営及び懸案事項等について協議され、迅速な問題解決等が図られており、スムーズな運営及びサービスの向上に努めている。

7. 意見・要望

- (1) 役場に隣接した基山町の「顔」となる施設である。利用者である町民の皆さんが安心・安全に、そして満足して利用できるような施設として、引き続き効果的、効率的な運営に努めていただきたい。
- (2) 指定管理者から提出される「事業計画書」及び「事業報告書」については、内容を十分に精査し、今後の施設運営及び指定管理料の算定に活かしていただきたい。
- (3) 利用率（稼働率）のアップは重要な課題であり、利用者のニーズを的確に把握し、優先的に取り組んでいただきたい。
- (4) 物品の管理状況については特に問題はないが、備品台帳については早急に整備をしていただきたい。